

川崎市公告第56号

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和6年1月12日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
いなげや新ゆりヨネッティー王禅寺前店  
川崎市麻生区東百合丘3丁目5番5号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社いなげや  
代表取締役 本杉 吉員  
東京都立川市栄町六丁目1番地の1

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

氏名又は名称	代表者	住所
株式会社いなげや	代表取締役 成瀬 直人	東京都立川市栄町六丁目1番地の1

(変更後)

氏名又は名称	代表者	住所
株式会社いなげや	代表取締役 本杉 吉員	東京都立川市栄町六丁目1番地の1

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

氏名又は名称	代表者	住所
株式会社いなげや	代表取締役 成瀬 直人	東京都立川市栄町六丁目1番地の1
株式会社しまむら	野中 正人	埼玉県さいたま市北区宮原町2丁目19番4号

(変更後)

氏名又は名称	代表者	住所
株式会社いなげや	代表取締役 本杉 吉員	東京都立川市栄町六丁目1番地の1
株式会社しまむら	代表取締役 鈴木 誠	埼玉県さいたま市大宮区北袋町1丁目602番1号

- 4 変更の年月日
  - (1) 令和2年4月1日
  - (2) 令和2年4月1日 ほか
  
- 5 変更する理由
  - (1) 設置者の代表者変更のため
  - (2) 小売業を行う者の代表者及び住所変更のため
  
- 6 届出の年月日  
令和5年12月27日
  
- 7 届出及び添付書類の縦覧場所  
経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業振興担当  
(川崎フロンティアビル10階) ※令和6年1月12日(金)まで  
(本庁舎9階) ※令和6年1月15日(月)以降
  
- 8 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯  
令和6年1月12日から令和6年5月12日の午前8時30分から午後5時まで。  
ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。
  
- 9 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から4月以内に、川崎市に対し意見書の提出によりこれを述べるすることができます。
  
- 10 意見書の提出期限及び提出先  
令和6年5月12日  
経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業振興担当